

# 社会科、地理歴史科、公民科の教員養成教育の研究

——法教育を学ぶ教員研修の推進——

猪瀬宝裕\*・柴原宏一\*\*

(2022年10月6日受理)

Research on teacher training education in middle school social studies, geography and history, and civics  
: Promote training of teachers in Law-Related Education

Takahiro INOSE and Kouichi SHIBAHARA

キーワード:新学習指導要領、公共、主権者教育、法教育、教員研修制度

本研究では、近年教育的な重要性が増している主権者教育、法教育のこれまでの取組状況を概観するとともに、教員への調査結果を基に学校における法教育の現状と課題を考察した。茨城県教育研修センターでは、中学校社会科、高等学校地理歴史科・公民科の研修において実施している法曹三者との連携・協力に基づく研修の現状と課題から、昨年度から教員研修の内容として、法教育を取り入れる試みを行っている。令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、高等学校では在学中に成年と未成年の生徒が混在することとなった。法教育は主権者教育とも親和性があり、選挙権年齢や成年年齢の引き下げが現実のものとなった現在、学校現場における普及が急務の課題である。

## 1. 問題の所在

主権者教育や法教育は、現在の学校教育における必要性、重要性が極めて高くなっている。それは、現在、選挙権年齢、成年年齢がともに満18歳に引き下げられており、高校生たちは成年としての責任ある言動を行う必要があるからだ。

こうした選挙権年齢の引き下げによって、より早い時期から国民主権を担う公民としての資質・能力を育む教育が求められており、さらに成年年齢の引き下げは、18歳で有効な契約を締結できる各個人の自由が広がる一方で責任も持たねばならないこと、すなわち公民としての権利行使や自由な活動の本質的意味を自覚することを意味している。

さらに選挙権年齢の引き下げは、満18歳以上で裁判員に選任される可能性を生み出している。裁判員は「衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任される」(裁判員の参加する刑事裁判に関する

---

\*茨城県教育研修センター \*\*茨城大学

法律 第13条)ため、裁判員裁判などについて学習する必要性がこれまで以上に高まっている。

このように18歳の若者たちを取り巻く急激な社会状況の変化は、中教審答申でも改定の具体的な方向性として「選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。」(「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)102頁」)(中教審 2016)とその重要性が指摘されている。答申を受けて改定された学習指導要領においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一例として主権者に関する教育が挙げられており(「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編 付録6」210頁、「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」53頁(文部科学省. 2017年)、「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説総則編」56-57頁(文部科学省. 2018))、その普及に向けた取組が急務である。

本研究の目的は、このように重要性が増している主権者教育や法教育のこれまでの取組状況を概観するとともに教員への調査結果を基に学校における法教育の現状と課題を考察することに求められる。その際、こうした諸課題の一事例として、茨城県教育研修センターが中学校社会科、高等学校地理歴史科・公民科の研修において実施している法曹三者との連携・協力に基づく研修制度を論究・分析したい。

**(本論文は、1を柴原宏一が執筆し、2～4を猪瀬宝裕が執筆した。)**

## 2. 主権者教育と法教育

### (1) 主権者教育の取り組み状況

#### ① 主権者教育の目的

主権者教育の重要性が広く知られるようになるのは、平成27年6月の公職選挙法等の一部改正によって公職の選挙権を有する者の年齢が18歳に引き下げられた(平成28年6月施行)ことを背景に、文部科学省に設置された「主権者教育の推進に関する検討チーム」が最終まとめを公表したことによる。同最終まとめでは、主権者教育の目的について「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」(主権者教育推進協議会2021 1頁)と定義し、その推進を学校のみならず地域、家庭等における様々な取組に期待している。

#### ② 新学習指導要領における主権者教育

新学習指導要領の改善方針について審議した中央教育審議会の答申(中教審2016)では、主権者として求められる資質・能力として「議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、満18歳への選挙権年齢の引き下げにより、小学校・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている」(同上43頁)とし、主権者教育の重要性が指摘されている。

資質・能力の具体的な内容としては、「国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力」を挙げ、さらにこれらを教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要としている（同上43頁）。

特に、高等学校公民科においては、「現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む「公共」を設定する」ことなどが提言された（同上109頁）。

また、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一例として「主権者として求められる資質・能力」を挙げ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理している（同上 別紙5 24頁）。

- ・ **知識・技能**：現実社会の諸課題(政治、経済、法など)に関する現状や制度及び概念についての理解、調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能
- ・ **思考力・判断力・表現力**：現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力
- ・ **学びに向かう力・人間性等**：自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

平成28年6月から選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、令和4年4月からは成年年齢が満18歳へと引き下げられたことなどを踏まえると、新学習指導要領の下で子供たちが主体的に主権者として必要な資質・能力を身に付けていくことがこれまで以上に重要となっており、そのための指導の充実方策を講じることが強く求められている。

## (2) 法教育の取り組み状況

### ① 法教育とは

2004年の『法教育研究会「報告書」』（以下、法教育研究会報告書）によれば、「法教育」とは、「広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法(Law-Related Education Act of 1978, P.L. 95-561)にいうLaw-Related Educationに由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。」(法教育研究会2004 2頁)と定義されている。また、「法曹養成のための法学教育などは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある」(法教育研究

会2004 2頁)としている。

法教育は、裁判員制度導入などの司法制度改革と「生きる力」の育成を基本的なねらいとする教育改革の流れに沿うものであり、国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手となるために欠くことのできない資質の育成を目指すものにほかならないのであって、その普及・発展を図る必要性が極めて高くなってきていると考えられる。

## ② 法教育が目指すもの

法教育研究会報告書によれば、「我が国における法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである。」としている(法教育研究会2004 13頁)。

端的には、自由で公正な社会を支える人材の育成を目指す教育であり、社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることを理解させ、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりすることのできる資質や能力を養うことを目指している、と考えられる。

## ③ 学習指導要領における位置づけ

新教科「公共」の目標には、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」として、「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解することや、「事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」ことなどが示されている(文部科学省 2018 79頁)。

法に関する具体的内容では、身に付ける知識及び技能として「法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」が示され、また、身に付ける思考力、判断力、表現力等に関しては、「法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること」とされている(文部科学省 2018 81頁)。

さらに内容の取扱いに関しては、「法や規範の意義及び役割」では法や道徳などの社会規範がそれぞれの役割を有していること、「多様な契約及び消費者の権利と責任」では私法に関する基本的な考え方について、「司法参加の意義」では裁判員制度についても扱うこととされている。

## ④ 法教育の主な内容

ここでは、法教育の主な内容の例として、法教育研究会が中学校3年生を対象に作成した四つの

教材を概観する。

- ・ルール（法）の作り方、ルールに基づいた紛争解決方法：法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということを、実感を持って理解させる。
- ・契約自由の原則など私法の基本的な考え方：日常生活における身近な問題を素材にして、契約自由の原則、私的自治の原則などの私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。
- ・個人の尊厳、自由、平等など法の基礎となっている基本的な価値：一人一人の人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的で責任のある主体として、自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させる。
- ・司法の役割や裁判の特質：司法が、法に基づいて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであるということを認識させる。全ての当事者を対等な地位に置き、公正な第三者が適正な手続きを経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質を、実感を持って理解させる。

なお、これら四つの教材はそれぞれ独立したものに見えるが、図1に示すように、相互に有機的な関連を持っている（法教育研究会2004 18頁）。

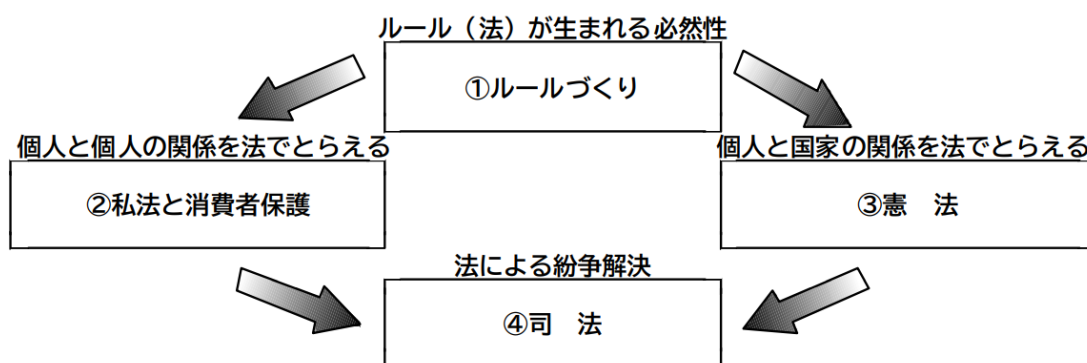


図1 四つの教材の関連(法教育研究会2004 18頁)

### (3) 主権者教育と法教育

すでにみたように、主権者教育、法教育はそれぞれの出発点は異なっているが、目指すところには親和性があると考えられる。

公民科では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして「主権者として求められる資質・能力」を挙げていることはすでに述べたが、改めて、主権者教育で育成を目指す資質・能力は何か、教科同様に三つの観点で整理された内容を確認する(中教審 2016 別紙5 24頁)。

- ・知識・技能については政治、経済、法など現実社会の諸課題に関する現状や制度及び概念についての理解、調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能とされている。
- ・思考力・判断力・表現力については、現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもつ

て主張するなどして合意を形成する力とされている。

- ・学びに向かう力・人間性等については、自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力とされている。

また、法教育において育成する資質・能力については、以下のように整理できる（文部科学省 2018 81頁）。

- ・知識・技能については、法や規範の意義や役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の「紛争を調停、解決」することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことなどについて理解することとされている。
- ・思考力・判断力・表現力については、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として合意形成や社会参画を視野に入れながら解決に向けて事実を基に協議して考察したり構想したりしたことを論拠として表現することとされている。

こうしてみると、主権者教育と法教育が育成を目指す資質・能力は、政治、経済、法などの現実社会の諸課題を学習の対象とし、現実社会の諸課題の解決に向けて合意を形成する力及び、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする態度を育成しようとしていることなど、重なり合う点が多くあることがわかる。

主権者教育については、主権者教育推進会議最終報告において、選挙の「投票率の高低を主権者教育の結果として短絡的に結びつけることは困難である一方、投票という行為は主権者としての権利の行使の一つであり、主権者教育の「出口」（成果）としての側面を有している。」（主権者教育推進協議会 2021 7頁）と指摘しているように、主権者教育に投票率の向上を期待する側面があることも確かである。その点、狭義の主権者教育は「投票に行く態度や意欲を育むこと自体をねらいとする教育のこと」と捉え、狭義の主権者教育の授業目的を、投票率を上げるため、棄権理由をなくすためなどと明確化して教材開発に取り組む必要がある（藤井剛 2018 20頁）との意見は、主権者教育の一面を示しているといえるだろう。

この点に関しては、中教審答申で議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、満18歳への選挙権年齢の引き下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが重要であると述べていることに留意する必要がある。また、学習指導要領においては、児童・生徒や学校、地域の実態及び児童・生徒の発達段階を考慮し、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成する考え方が示されていること、及び、主権者教育が扱う学習内容は政治や選挙に関する内容にとどまらず、法教育が主に扱う法や経済等に関する内容も含んでいることを考え合わせると、主権者教育と法教育については、相互補完的に現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成することができると考えられる。

### 3. 教員研修における法教育の取組

#### (1) 学校教育における法教育と関係者への期待

「学校教育における法教育の担い手は学校の教員である。法教育を効果的に実施するためには、教員による創意工夫を生かした指導を中心とするべきであるが、法及び司法に関する思考型の教育という新たな取組みであることから、教材開発や指導方法などの実践研究を促進するとともに、法律実務家をはじめとする様々な関係者の支援を得ることが重要である。」とし、教員への期待と法律実務家等の外部人材との連携の重要性を指摘している(法教育研究会2004 23頁)。

## (2) 中学校における法教育の実践状況の現状と課題

法務省では、学校現場における法教育の取組を支援するための施策の在り方を検討する目的で調査研究を行っている。令和4年3月にとりまとめられた中学校の報告書(「中学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書(令和3年度法務省委託調査)」(株式会社浜銀総合研究所2022)(以下、報告書)を基に学校での法教育実施上の現状と課題を検討する。

### ① 法律実務家等の外部人材との連携状況について(報告書 7-28頁)

- ・外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した中学校は、15.2%であった。
- ・外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した「学年」は、82.8%が3年生を対象に実施されている。
- ・外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した「教科等」については、社会科が58.6%と最も高く、次いで「総合的な学習の時間」が14.6%、「特別の教科 道徳」が10.4%であった。
- ・外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「テーマ」については、「司法(模擬裁判・裁判傍聴を含む)」が22.4%、「私法と消費者保護」が19.0%であった。
- ・外部人材と連携した法教育に関する授業の「連携先」については、「弁護士会(弁護士)」が29.3%と最も高く、次いで「税務署(税務署職員)」が22.4%、「税理士会(税理士)」が17.2%であった。
- ・外部人材と連携した法教育に関する授業を実施しなかった理由については、「連携した授業を行う時間がないから」が55.6%と最も高く、次いで、「連携の準備や打ち合わせ、手続きなどが大変だから」が34.7%、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」が34.3%、「連携先を見つける方法がよく分からないから」が21.3%であった。

報告書から法律実務家等の外部人材との連携状況で特に課題と思われるのは、法教育を普及促進する役割を期待される法曹三者のうち「裁判所(裁判官等)」は8.6%、「検察庁(検察官等)」は1.7%と非常に低調なことである。弁護士会(弁護士)が29.3%であること比して連携が進んでいない状況である。さらに、外部人材の授業での活用が進まない理由として、「連携した授業を行う時間がないから」、「連携の準備や打ち合わせ、手続きなどが大変だから」、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」、「連携先を見つける方法がよく分からないから」等、外部人材との連携に関する情報不足が阻害要因となっている可能性がある。情報不足に関しては、広報に努めることは当然であるが、外部人材との連携によって成果が期待できることを教員に周知することが重要である。限られた時間で授業を行うのであるから、成果が期待できることが明確であることは授業で取り扱う際の重要なポイントになる。連携先を見つけることが難しく、阻害要因となっている状況については、連携したい教員が相談できるワンストップ窓口として、都道府県単位で法曹三者や教育

関係者がチームを組んで推進会議のような組織が整備されることも有効である。また、外部人材と連携した授業を実施する上で最も大きな課題は、学校現場の時間的余裕がないことである。時間的余裕がないことに関しては、学校に期待される教育内容が社会の急激な変化によって増加する一方、限られた授業時間内にどうすれば収められるか、教員であれば誰もが悩んでいる。さらに、教員の働き方改革とも相俟って準備や調整などに割く時間がなくなっていることも事実であろう。そうした状況を踏まえると、授業で活用できる法教育教材の整備と活用事例の集積、周知が有効である。すでに、法務省作成の法教育教材が、小学生、中学生、高等生向けに作成、配布されている。今後は、教材を活用した教員向けの研修会などでの模擬授業や実践発表、様々な研修の機会を通して教材の周知・広報や活用事例紹介を行うなど、普及に向けた取組を一層進める必要がある。

## ② 教員向けの企画や研修について（報告書 36頁）

・あるとよいと思う教員向けの企画や研修については、「法廷傍聴」が44.6%と最も高く、次いで、「法教育授業の見学」が38.6%、「模擬授業体験(グループワークを含む)」が38.3%であった。

報告書によれば、教員が必要としている研修は、法廷傍聴、法教育授業の見学、模擬授業体験(グループワークを含む)、法教育教材の紹介・活用方法に関する講義、現職教員による法教育授業の実践報告などとなっている。このことから、現場の教員が授業で法教育を取り上げる前に、実際にどのような内容で授業や専門家との連携が行われているか、そしてどのような効果が期待されるのかなどを体験によって知りたいと考えていることが示唆される。また、自校で授業をする際の参考にほかの教員が行った授業の実践事例などを知りたいと考えているようである。教員向けの研修で取り上げる際にはこうした現状を踏まえる必要がある。

法教育に関しては、まだ現場の教員が自由な発想で授業する状況ではないこと、外部の専門家との連携に難しさがあることがうかがえる。

### (3) 教員研修における法教育の取組

選挙権年齢の引き下げや成年年齢引き下げが現実のものになった現在、主権者教育や法教育に関連する授業を教員が不安なく実践するためには、教員への普及啓発が欠かせないが、その機会として教員研修における取組が有効である。

茨城県教育研修センターでは、令和4年4月からの満18歳への成年年齢引き下げを見越し、昨年度から教員研修において法教育を取り入れているが、その際、前述した調査研究の結果等を参考にすることで、教員が必要とし、かつ実際に授業場面で活用可能な研修とすることが重要である。調査研究の結果によれば、教員が必要と感じている研修が、法廷傍聴や授業見学、模擬体験、教材の紹介、活用方法の講義などであることから、実践的、模擬的な研修が想起される。

研修において法教育に配当できる時間は1時間程度と限られた枠で行われるため、模擬授業や演習を中心に据えることは難しいが、できるだけ実践的な研修になるよう工夫して行った。また、学校では教員が教材作成や授業準備に割く時間的余裕がないことや、授業の展開や専門的内容への不安なども指摘されているところであり、研修では、法教育教材の紹介と活用法の体験、法曹三者との連携・協力による実践的な内容として計画実施した。



令和3年度は主に、教員研修での法教育の取組による効果を探るためモデル的に実施したが、受講した教員からは教材活用や実践への意欲が感じられるなど一定の成果があったと考えられた。令和4年度は、外部専門家(法曹三者)を講師に迎え、授業での連携や専門家の活用につながるよう工夫して行った。

以下では、実際に行われた研修を概観、検討し、今後の教員研修での取組に生かしていく方向性を探ってみたい。

### ① 令和3年度初任者研修講座〔中学校社会科〕での取組

〈概要〉令和3年9月7日(火)、採用1年目の中学校社会科教員対象の研修会で、1時間枠で実施した。講師は、法務省大臣官房司法法制部参事官の川副氏、テーマは「社会科における法教育の充実」とし、主な内容は、法教育の意義・概要、学習指導要領における位置づけ、法教育教材や実践例の紹介・模擬授業などとして実施した。当初は対面で行う予定であったが、コロナ感染状況を考慮してオンライン研修とし、受講者は勤務校等からオンラインで参加する方法で実施した。

模擬授業は法務省作成の動画教材「契約とは何だろうー私法と消費者保護ー」を視聴し、受講者が一緒に考えながら実際の授業と同じように進められた。

〈受講後の主な感想〉感想については筆者が一部抜粋や文末表現などを整理している。

- ・法教育の講義では、授業で活用できそうな資料があったので公民の授業で活用して、法教育や契約などを生徒に身近に考えさせる機会にしていきたい。
- ・法教育について、いままでとイメージが変わった点が多くあった。
- ・法教育について大変貴重なお話をいただけた。法律というと、教員自身も教えることに抵抗がある部分も多いと感じていたが、日常生活の中での、法律という視点を持ちながら授業づくりを行うことの大切さを感じた。難しいテーマだが、だからこそより生徒の視点に立っていきたいと思う。
- ・法教育については、法務省の様々な教材やその活用事例などを知ることができたので、自分自身の授業にこれらの教材を活用していきたい。
- ・法教育に関しては自身の知識、経験ともに不安があり、今回の講義で法教育に関する教材の存在と模擬授業による活用例を学べたことがとても良かった。
- ・法教育に関して、今すぐにも授業で活用することができる教材等を教えていただいたので、今後の授業の中に取り入れていきたい。
- ・本年度は、1学年の担当なのでまだ公民の分野について考えることは少ないが、今後の授業に活用できるような資料の提示があったので、今後活用していきたい。大学の時に法律の勉強をしていたので、もっと難しく扱にくいものの意識があったが、社会に生きる一員として生徒にも必要なものだなと思うので考えさせていきたい。
- ・法教育については、生徒たちの身近な買い物など事例を挙げながら授業をしていきたいと思った。出前授業などで実際に触れる体験することが生徒たちにとっても大切なものだと感じた。
- ・本日の講義で、学校外の施設や組織と協力して教育する方法を学ぶことができた。
- ・法教育については、難しいイメージだったが今回の模擬授業などを通してより身近に感じられるようになったので活用したいと思った。

- ・法教育の講義から授業づくりのヒントを得られた。
- ・社会科の授業づくりにおいて、法務省のホームページから中学生向けのコンテンツが使用できることを知りました。授業の中で利用していきたい。

以上、受講生の感想からは、「教材やその活用事例などを知ることができた」、「教材を活用していきたい」、「授業づくりのヒントを得られた」など、教材の活用について授業で積極的に取り組もうという意見が多く見られた。また、「イメージが変わった」など、研修の効果をうかがわせる意見も見られた。研修を受講した教員は、法教育の必要性を理解し、教材の存在や具体的な活用方法、模擬的な体験をもとに実際の授業で実践することのイメージがつかめたようである。

## ② 令和3年度初任者研修講座〔高等学校地歴・公民科〕での取組

〈概要〉令和3年11月25日(木)、採用1年目の地理歴史科、公民科の教員研修で、1時間枠で行った。講師は、法務省大臣官房司法法制部付の二宮氏、テーマは「高等学校における法教育の充実」、主な内容は、法教育の意義・概要、学習指導要領における位置づけ、法教育教材や実践例の紹介・模擬授業などとして実施した。

模擬授業では、法務省作成の高校生向け法教育教材「未来を切り拓く法教育 ～自由で公正な社会のために～」の「私法と契約 契約とは何か」を使用し、演習形式で研修を行った。

〈受講後の主な感想〉感想については筆者が一部抜粋や文末表現などを整理している。

- ・法教育については、今後、成年年齢の引き下げに伴い、また、公共という新科目の創設もあり、ますます実践的な授業が求められると考える。今回、実践例や教材の紹介もいただいたので、来年の授業を見据えていまから少しずつ準備を進めていきたい。
- ・実際に法務省の方に授業教材としての活用方法を聞いてとても勉強になった。一から自分で教材を作ると時間もかかるし、テーマがぶれてしまうので、軸となる資料や授業実践があると参考にできて非常にありがたい。
- ・法教育と聞くと難しいイメージがあったが、今日の演習を通して少しハードルが下がった。18歳で成人を迎える生徒たちが不利な状況にならないよう、法教育を充実させていきたい。
- ・法教育の演習は、おもしろい内容で分かりやすいものでした。授業でさっそく利用したい。
- ・先の衆議院選挙も含め、選挙権に加えて成人年齢が18に下がっている現在、高等学校における法教育の重要性は高まっていると感じた。特に契約は身近なものになるため、契約の問題点に気づいてリスクを回避する能力などは、必ず身につけさせたい。
- ・本日の講義で学んだことは法務省など外部人材の存在を知れたことです。さまざまな機関がやっている出前講座など、校外とのつながりを活用していきたい。
- ・法教育では、授業で労働問題を扱っているので、タイミングよく今回のワークシートを活用したグループワークを実践できたので、今後の授業で自分なりにまとめて使っていきたい。

このように受講生の感想からは、高校では、まさに18歳をめぐる動きが現実となっていることもあり、「授業で利用したい」という意見が多く見られた。また、法教育に対する「イメージ」が変化したという意見や「外部人材」に触れる意見もあり、研修の効果がうかがえた。今回の研修で取り入れた模擬授業は、受講者が体験することによって実際に授業をするイメージがつかめ、今後の授業実践につながっていく可能性を感じた。

### ③ 令和4年度シチズンシップ教育での取組

〈概要〉令和4年8月24日(木)、小・中学校、高校、特別支援学校の社会科、地歴公民科教員を対象に「市民性を育む シチズンシップ教育研修講座」を実施した。そこで行った法教育の分科会での取組である。

講師は、水戸地方検察庁検事の大野氏、テーマは「模擬裁判の手法を取り入れた模擬授業」、主な内容は、刑事手続き、刑事裁判の概略やルール、流れなどを講義したのち、シナリオに基づいて模擬裁判を行い、さらに、グループに分かれて事実や疑問点などについて協議した。

〈受講後の主な感想〉感想については筆者が一部抜粋や文末表現などを整理している。

- ・模擬裁判は価値の対立のある問題であれば汎用性が高そうなので模擬裁判の手法をいかして授業を考えてみたい。
- ・模擬裁判では、自分の意見を根拠を持って話すことが公共の授業の多くのところで使えると思った。まずは行動だと思うので、2学期から取り入れていきたい。
- ・検察官の方の話を聞いたり、法務省職員の方に質問をしたりすることができて様々な疑問や不安が解決しました。模擬裁判の手法は裁判の学習のみならず、様々な場面で活用できるので、それをいかに昇華していくかが今後の課題です。
- ・生徒たちにも「本物」と触れ合う機会を増やしたいとも思った。普段接していない人々(検察官・法務省の方々)とお話できると、気づきがたくさんあります。今後もこのような機会をたくさん作っていただけると嬉しい。
- ・模擬「裁判」という形にこだわると難しいですが、模擬裁判を通じて育成したい資質能力およびそのための手法については、これまでの実践に通じる所を感じた。今回の学びを活かして授業を展開していきたい。
- ・模擬裁判、いつもやりたいと思いながらもシナリオをどうしよう、時間がないなど、なかなかできないでいました。でも、今日の研修を通して、ぐっとハードルが下がったので、今度実践してみたい。法務省のホームページに、様々な資料が掲載されるとのことだったので、チェックして授業に取り入れたい。

このように受講生の感想を見てみると、「今回の学びを活かしていきたい」といった意見が多く見られ、検事の講義で刑事裁判の流れや基本的なルールを理解した上で実際に模擬裁判を体験したので、授業を行う際の具体的なイメージがつかめたようである。また、専門家との触れ合いや学びが大きいと感じているようで、今後、専門家との連携や協力についても教員が活用しやすい体制を整備することが望ましいと考えられる。

### ④ 令和4年度初任者研修講座〔中学校社会科〕での取組

〈概要〉令和4年9月6日(火)、採用1年目の中学校社会科教員対象の研修会で、1時間枠で実施した。講師は、茨城県弁護士会所属弁護士の関山氏、テーマは「法教育の考え方」、主な内容は、法教育ってなんだろう、学習指導要領との関係、茨城県弁護士会が行う法教育の内容、授業案の紹介などとして実施した。

講義では、学習指導要領との関係性や教科書内容との対照などにより、具体的な授業場面でどう

法教育が関わっているかなどについて理解を深めた。さらに、茨城県弁護士会が実際に行っている授業事例などをもとに研修した。

〈受講後の主な感想〉感想については筆者が一部抜粋や文末表現などを整理している。

- ・自分が従来持っていた法教育のイメージが大きく変わった。法をきっかけにして、子供たちが多面的・多角的な視点で社会を捉えられるよう支援していきたい。
- ・自分の考えをもち、言えることが法教育であるというのが納得できたので、生徒たちに考えをもたせ自分の考えが言える様に指導したい。
- ・法教育の講義を受けて、推論することを取り入れて多面的な視点で考えさせたいと思った。
- ・今年から公民の分野を初めて教えているので、法教育はとても参考になった。
- ・法教育・主権教育の講義を通し、自分が現在教えている生徒が卒業したらすぐに成年になると考えたら、日頃の授業でたくさんのことを学んでもらいたいと思った。
- ・法教育の視点が、これから思考力、判断力、表現力を育てていく上でとても重要になる考え方だと思った。社会科で出てくる地球的な課題や歴史上の問題について、法教育の立場から見て行く活動を取り入れていきたいと思う。
- ・法教育は子どもたちが成人になるにあたって大切なものであるため、堅いイメージがある法をいかに子どもたちがわかり、楽しく学べるかを意識したいと思った。
- ・外部の機関との連携の仕方を知ることができた。専門的な授業を実施する時に活用したい。
- ・主権者教育では、答えがない問題に対して議論させる場を設けることが大事なのだなと思った。
- ・法教育という言葉とは裏腹に正解のない議論が未来を担う生徒たちには必要であることを知ることができた。公民では受験を意識していくことも重要だが、その先の人生で役立つ教科としての授業を実践していきたい。
- ・法教育について、堅く考えていた部分もあったが、自分なりに授業の形をイメージできた。3年を担当するときに、今回の講座を振りかえって実践していきたい。
- ・法教育の講義で、知識として学習するのではなく法的なものの見方考え方を育てることが本来の目的ということは社会科の授業と共通する所があるので参考にしたい。
- ・法教育の視点を地理や歴史でも取り入れて行きたいと思った。公民の授業はまだ担当していないので、公民の授業の教材研究のヒントを沢山得ることができてよかった。将来の公民の授業が楽しみになった。

受講生の感想から分かるのは、「推論することを取り入れて多面的な視点で考えさせたい」、「思考力、判断力、表現力を育てていく上でとても重要」、「法教育について、知識偏重ではなく対話を重視」、「正解のない議論が未来を担う生徒たちには必要」などの意見から、研修で「法教育は知識教育ではない、思考型の教育である」ことを学び、今後の授業に生かす視点を持ったことである。また、イメージが変わった、教材の活用、専門家との連携に触れる意見もあり、研修の成果があったと考えられる。

#### 4. 結語的考察—今後の教員研修における法教育の方向性について

以上、現下の喫緊の課題である法教育の普及発展の方策として教員研修における効果的な研修の実施について論究してきたが、今後どのように展開されていくのであろうか。最後に、教員研修における法教育の推進に向けた取組の現状と課題を踏まえ、今後の方向性について論究したい。

冒頭でも指摘したように、主権者教育や法教育は、学校教育における必要性、重要性は極めて高い。選挙権年齢、成年年齢がともに満18歳に引き下げられた現実への対応が急務であり、選挙に関する内容や契約などの法に関する教育の必要性が高まっている。加えて、満18歳以上で裁判員に選任される可能性が生じたことにより、裁判制度など司法に関する教育の必要性を高めている。

しかし、教員が法教育を授業で扱うには様々な制約や課題から必要性が高いにもかかわらず取組が進んでいない。18歳で成年となる子供たちの育成にむけた法教育の推進策が課題となっている。

学校で取組が進まない主な理由は、時間的制約と取り扱いの難しさであろう。そこで、教員研修の機会を捉えて法教育に関連する研修を実施し、法教育教材の紹介や活用事例を模擬授業によって体験的に理解する内容と、法曹三者との連携・協力を生かした専門的見地からの講義、指導・助言を併せて実施することにより、法教育の授業を実施するイメージが具体化し、時間的制約下でも実践につながる可能性が高まると考えられた。実際、研修受講後の感想からは、法教育の難しそうなイメージやハードルが下がった、法教育教材の存在を知ったこと及び模擬授業によって授業で活用したいという前向きな意見が多く見られることから、効果があることが分かった。一方で、研修は法定研修や職務研修など対象が限られていることが多く、実際に研修を受講できる教員は一部にとどまるため、法教育の急速かつ効果的な普及、推進には限定的な面もある。しかし、18歳をめぐる対応は急務であって、教員が効果的に法教育に取り組む方策として研修機会の活用は有効であり、推進していくべきものと考えられる。

そこで、研修機会を増やす方策としては、希望型の研修を新たに構築することができれば極めて有効である。また、既存の研修の一部、例えば講義部分だけをオンライン型の研修として研修対象でない教員にも解放し、視聴できる研修とする工夫も考えられる。一般に研修は、対象者が限られていることが多いため、希望するタイミングで研修が受けられる訳ではない。だが、18歳をめぐる急激な社会の変化に対応するために、できるだけ多くの教員に研修の機会を提供できることが望ましい。実際には新規研修講座の立ち上げが難しいと予想されるので、現実的な方策としては、研修の一部を公開するなど、当該研修の対象でない教員にも講義や資料を開放・共有する取組が効果的である。

なお、法教育に関する研修を実施する場合、主権者教育との兼ね合いや境界の曖昧さは否めない。私は、今後の研修の方向性として、「シチズンシップ教育」の観点で研修を行っていくことが望ましいと考えている。その研修の中で、法教育、主権者教育、消費者教育、環境教育など幅広く扱い、教科等横断的な視点での学習につながる研修を提供できるのではないだろうか。

茨城県教育研修センターでは、社会科、地歴公民科教員限定ではあるが今年度から新規の研修講座として「市民性を育む シチズンシップ教育」を立ち上げた。幅広く現下の教育課題に対応すべく「シチズンシップ教育」としての研修を企画したわけであるが、シチズンシップ教育の包含する内容もまた多岐にわたり、今年度は、SDGs教育、哲学対話、法教育の3分科会として実施した。研修講座構築の際に、法教育を直接の対象とすることも考えられたが、本研究で既に見たように、主権者教育や消費者教育、金融教育等などの領域との兼ね合い等を考慮したことや、研修内容として法

教育のみを取り扱うとするよりも、時代にマッチしその時々に必要な研修が行えるよう幅を持たせたところである。当然、焦点が曖昧になる脆さもあるため、しっかりとした研修の目的や意義を持たせる努力が必要である。今年度の実施状況、結果をみると、概ね好評であったと考えている。今年度は、刑事裁判の流れにおいて「模擬裁判」を中心に研修を構成したが、受講者にとって模擬裁判はこれまであまり触れたことがなかったため、授業で実施する際のイメージがつかめる良い機会となったようである。また、法曹三者の活用(検察官)も専門家との連携の効果や的確な説明などが好評であった。

また、教職に就いてからの研修によるだけでなく、教職を目指す段階から法教育に触れる機会があれば、教員になってからの研修と相俟ってよりスムーズに授業での実践につながると考えられる。もちろん、高校生段階までに法教育を授業で経験している場合はさらに親和性が増すであろう。

今後、法教育の取組が進んでいくことによって、我が国の18歳成年に向けた教育の充実が図られることを期待したい。

## 引用文献

- 中央教育審議会. 2016. 『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)』.
- 藤井剛. 2018. 「論説 主権者に関する教育の充実」『中等教育資料』2018年2月号, 18-23.
- 法教育研究会. 2004. 『報告書 我が国における法教育の普及 発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—』.
- 法教育推進協議会(法務省). 2019. 『高校生向け法教育教材 未来を切り拓く法教育～自由で公正な社会のために～』.
- 株式会社浜銀総合研究所. 2022. 『中学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書(令和3年度法務省委託調査)』.
- 文部科学省. 2017. 『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編』.
- 文部科学省. 2018. 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説公民編』.
- 主権者教育推進協議会. 2021. 『今後の主権者教育の推進に向けて(最終報告)』.